

青森県報

第二千九百一十一号

平成二十年
三月二十四日
(月曜日)

告 示

建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……五

正 誤

平成十八年三月二十七日定例告示中……………(道路課) ……六

青森県告示第二百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年四月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

道路の区域の変更……………	(道路課) ……一
道路の供用の開始……………	(同) ……三
過疎地域自立促進特別措置法による町村道に関する工事後了……………	(同) ……四
都市計画法事業の変更認可……………	(都市計画課) ……四
都市計画事業の認可……………	(同) ……五

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の 区 間		変更の 前後別		敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
3	国 道	三三三八号	上北郡 おいらせ町 一川目二丁目 七三〇の二七 三から	十和田市 大字奥瀬 字小沢口九 一の八から	後 一六九・五〇 メートルまで	前 一〇八・五〇 メートルまで	二〇八・〇〇 メートル		
2	国 道	一〇二号	十和田市 大字奥瀬 字小沢口九 一の八から	十和田市 大字沢田 字筒場二二 四の一まで	後 一五〇・五〇 メートルまで	前 一二九・五〇 メートルまで	六一七・〇〇 メートル		
1	国 道	一〇二号	十和田市 大字沢田 字筒場六の 八から	十和田市 大字沢田 字筒場二二 四の一まで	後 二〇〇・八〇 メートルまで	前 二〇〇・〇〇 メートルまで	八四一・〇〇 メートル		

12		11		10		9		8		7		6		5		4	
県		国		国		国		県		県		県		県		国	
道		道		道		道		道		道		道		道		道	
夏泊公園線		三三三九号		二八〇号		二八〇号		青森田代十和田線		十和田三戸線		八戸百石線		八戸野辺地線		三九四号	
東津軽郡平内町大字中野字家ノ下五三の一から		東津軽郡外ヶ浜町字三厩中浜八五の二まで		東津軽郡今別町大字浜名字二ツ石五の一から		東津軽郡今別町大字村元字一村元一九の三から		十和田市大字深持字平ノ下八の一から		十和田市大字米田字笹畑三七の一から		上北郡おいらせ町一川目二丁目七三の三一九から		上北郡東北町字夫雑原二八の二から		上北郡東北町字外姥沢西平四〇の三から	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
三二・〇〇メートルから	二七・〇〇メートルから	一七・六〇メートルから	一四・〇〇メートルから	七五・五〇メートルから	六五・五〇メートルから	九七・一〇メートルから	六四・七〇メートルから	一一・五〇メートルから	一〇・五〇メートルから	一一・五〇メートルから	六六・五〇メートルから	五一・〇〇メートルから	一八・五〇メートルから	四三・八〇メートルから	一一・六〇メートルから	二〇・九〇メートルから	一七・〇〇メートルから
四三・〇〇メートル	四三・〇〇メートル	二二・九〇メートル	二二・九〇メートル	六〇・〇〇メートル	六〇・〇〇メートル	一〇九・〇〇メートル	一〇九・〇〇メートル	八〇・〇〇メートル	八〇・〇〇メートル	一八・〇〇メートル	一八・〇〇メートル	五八・九・五〇メートル	六〇・五・一〇メートル	六八・八〇メートル	六八・八〇メートル	九九七・〇〇メートル	一、〇〇〇・〇〇メートル

青森県告示第百三十一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に

八戸道 八戸三沢線	八戸市大字尻内町字泉沢二九の一〇二から 八戸市大字尻内町字下平添一一三の一まで	二〇・三・二五
青森道 青森環状野内線	青森市大字細越字栄山二七の五から 青森市大字細越字栄山二七の二まで	"
青森道 青森市大字新町野字菅谷五四の四から 青森市大字新町野字菅谷五一の三まで	"	"
青森道 青森市大字後泡字外山一の四から 青森市大字平新田字森越七三の三まで	"	"
青森道 五所川原浪岡線	青森市浪岡大字樽沢字上野一八三の五から 青森市浪岡大字樽沢字上野一三七の二まで	"
青森道 青森浪岡線	青森市大字小館字亀山二二から 青森市大字小館字亀山二二の一六九まで	"
青森道 鱒ヶ沢蟹田線	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国南田三五五の一 から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国南田三五五の二 まで	"
青森道 夏泊公園線	東津軽郡平内町大字中野字家ノ下五三の一か ら 東津軽郡平内町大字中野字家ノ下五三の一ま で	"
国道 三三九号	東津軽郡外ヶ浜町字三厩中浜八九から 東津軽郡外ヶ浜町字三厩中浜八五の二まで	"
国道 二八〇号	東津軽郡今別町大字元字一村元一一の一か ら 東津軽郡今別町大字元字一村元一九の三ま で	"
青森道 線青森田代十和田	東津軽郡今別町大字元字一村元一一の一か ら 東津軽郡今別町大字元字一村元一九の三ま で	"
青森道 十和田三戸線	十和田市大字深持字平ノ下八の一から 十和田市大字深持字如来堂五三の一まで	"
青森道 十和田市大字米田字笹畑三七の一から 十和田市大字米田字笹畑三六まで	"	"

より行った次の町村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成二十年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
中村長平線	西津軽郡鱒ヶ沢町大字中村町字上清水 崎一六の一六から 西津軽郡鱒ヶ沢町大字中村町字上清水 崎一六の五まで	改築（道路改良）	平成 一九・三・一〇
福浦川目線	下北郡佐井村大字長後字縫道石一の 一 縫道石国有林八三一林班と小石一の 一 下北郡佐井村大字長後字縫道石一の 一 縫道石国有林八三一林班ほ小石一の 一	"	一九・三・二
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の 七	"	一九・三・一〇

公 告

都市計画事業の変更認可

六戸都市計画事業の変更認可について、平成二十年三月十四日東北地方整備局告示第四十六号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

六戸都市計画道路路事業（三・四・一号犬落瀬金矢線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の認可

青森都市計画事業の認可について、平成二十年三月十四日東北地方整備局告示第四十七号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業（三・四・二号西滝新城線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

青森県青森市大字石江字江渡地内

2 使用の部分

なし

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社丸元運輸

二 代表者の氏名 工藤 元義

三 主たる営業所の所在地 青森市大字幸畑字阿部野一六六の八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六三五六号

五 取消年月日 平成二十年二月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正 誤

平成 二〇 八号	発行 年月 日
告 示	区 分
第 二 五 四 号	番 号
六	ジ ベ ー
下	段
表 中	行
縫道石国有林八三二林班ほ小班	誤
縫道石国有林八三二林班ち小班	
縫道石国有林八三二林班と小班	正
縫道石国有林八三二林班ほ小班	

道 路 課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目
番七十七号 東奥印刷株
式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭